

GAIAGYM-24利用規約

第1条【適用範囲】

1. GAIAGYM-24 利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社M&Sパートナーズ(以下「当社」という)が経営、管理運営するフィットネス施設「GAIAGYM-24」(以下「当クラブ」という)の 利用に関して適用されるものとします。
2. 当社は、本規約以外に、必要な諸規則(以下、本規約と諸規則を併せて「本規約等」という)を 定めることができます。
3. 会員は、本規約等に従うことを前提に、当クラブを利用することができます。なお、本規約等に 記載されている各条項を守らない場合には、会員は当クラブを利用することができません。

第2条【運営】

1. 当クラブに入会した者(以下「会員」といいます。)および会員以外で当クラブが認めた利用者(以下「ビジター」といいます)は、当クラブの運営主体が当社であることを了解した上で、当クラブ を利用するものとします。
2. 会員・ビジターは会費、設備およびルールを理解します。

第3条【会員制度】

1. 当クラブの利用は会員制とします。
2. 当クラブを利用しようとする者は、本規約等に同意した上で、当社が管理運営する専用 WEBサイト(以下「専用WEBサイト」という。)により申し込み手続きを行っていただきます。
3. 第5条の入会手続きにおいて、会員が記入した「入会日」をもって会員資格を得るものとします。
4. 会員資格は、他人に、譲渡、相続その他包括承継、又は貸与できません。
5. 会員資格は、会員による退会手続き、当社による会員の除名手続き、その他会員資格喪失の場合 を除き、自動的に継続されます。

第4条【入会資格】

当クラブの入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する者でなければ、会員になることができません。

1. 本規約等を遵守する者。
2. 高校生を除く満18歳以上の者。
3. 「高校生プラン」は、15歳以上(15歳に達した日以後、最初の4月1日を迎えた者)18歳以下(18 歳に達した日以降、最初の3月31日を迎えるまで。誕生日が4月1日の者は、18歳に達する誕生日の 前日まで。)の者で、親権者と同伴で所定の手続きを店舗または専用WEBサイトで行っていただける者。なお、全ての手続きは親権者の同意のもと店舗または専用WEBサイトで行い、親権者は自ら の会員資格の有無に関わらず、本規約等に基づく責任を高校生会員本人と連帯して負うものとします。
4. タトゥー・タトゥーシールがある方で、店舗責任者の審査の上で館内すべての場所において見えないように隠していただける者。
5. 暴力団その他反社会的な組織に所属していない者。

6. 医師等により運動を禁じられておらず、当クラブの利用に支障がない健康状態の者。
7. 妊娠中でない者。
8. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有していない者。
9. 地震や火災などの緊急事態の際に自己対応できる者。
10. 介助の必要がなく、一人で安全に運動できる者。
11. 過去の会費、事務手数料又は利用料等の未払いのない者。
12. 過去に当社から除名されていないなど、当社が会員として適切と認めた者。
13. その他、当社が会員としてふさわしくないと判断した者。

第5条【入会手続】

(1)当クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続を行うものとします。

1. 専用WEBサイトによる申込。
2. 入会金・月会費及びオプション料金(以下、入会金・月会費とオプション料金を併せて「会費等」という)2か月分、並びに所定の手数料の支払い。
3. 前項支払いのための口座振替又はクレジットカードの登録。

(2)当社は、会員が入会した場合でも、以下の事項を行うことができます。

1. 提供された情報が事実と明らかに異なっていた時は、会員の許可を得ることなく修正すること。なお、会員は、マイページから修正の有無及び内容をご確認いただけます。
2. 会員の入会后、当社が本人確認書類の提示を求めること。
3. 会員が互いに安心して当クラブを利用するために、個人情報の登録を求めること。

(3)会員が前項第2号・3号の求めに応じない場合、当社は、当該会員の入店を断り、又は除名することができます。

第5条【会費額及び支払い】

1. 月会費は、各月1日から末日までを当月分の会費として発生するものとし、「入会日」が月の中途であった場合は、当月の残日数に応じた会費が発生するものとします。会員は、入会日から第11条に定める退会日まで(利用がない期間を含む)の会費について、別途当社が認める場合を除き、支払義務を負います。
2. オプション料金は、各月1日から末日までを当月分の料金として発生するものとし、「利用開始日」が月の中途であっても日割計算はしないものとします。会員は、利用開始日から第11条に定める退会日まで(利用がない期間を含む)のオプション料金について、別途当社が認める場合を除き、支払義務を負います。
3. 会費等の支払方法は、口座振替又はクレジットカード払いとします。
4. 口座振替の場合の支払日は、原則、当月26日とし、クレジットカード払いの場合の支払日は、登録されたクレジットカード発行会社の引落日に準じます。
5. 口座振替の場合、会員は当社が提携する振替業務代行会社が会費等に関する口座振替業務を行うことに同意するものとします。
6. 一旦支払われた会費等は、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切返還いたしません。

第6条【告知義務及び通知義務】

1. 会員は、当社に情報を提供する場合には、事実を提供するものとします。

2. 会員は、前項において提供した事実に変更が生じた場合、速やかに当社に通知し、当社所定の変更手続を行うものとします。
3. 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員又は第三者に与えた一切の損害について、当社は、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第7条【遵守事項】

(1)会員は、当クラブの利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

1. 自らの体調、体力等を考慮し、自己の責任と危険負担において、運動実施の可否を判断すること。また、治療中の病気等がある場合は主治医の承諾を得たうえで運動を行うこと。なお、当社が必要と認めるときは、医師の健康診断書の提出に応じること。
2. 高額な金銭、貴重品等を施設に持ち込まないこと。また、所持品の管理は自らの責任で行うこと。
3. 会員以外の第三者、乳幼児、ペット等を当クラブに同伴しないこと。
4. 当クラブ内の秩序を乱す行為を行わないこと。
5. 入会后、当社から本人確認書類の提示を求められたときは速やかに応じること。
6. その他、本規約等及び施設内諸規則を遵守し、スタッフの指示に従うこと。

(2)当クラブの利用時は、ドレスコードとして、以下の服装は禁止とする。

1. 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチもしくはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品等を含むが、これらに限られない。）
2. 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、サンダル、草履、長靴等を含むが、これらに限られない。）
3. 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品。
4. 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好。
5. ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物。
6. その他、各クラブまたは運営会社がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

(3)当クラブ内において、以下の行為は禁止されます。

1. 営利目的または宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的と反する活動を行うこと。
2. 法律で禁止された薬物等を使用すること。
3. 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
4. 本規約に基づき当クラブの利用を認められていない者を同伴させること。
5. タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
6. 施設、器具または什器を故意または過失により破損すること、備え付け備品の持ち出し。
7. 大声または奇声を発すること。
8. 他の会員、ビジター、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。
9. 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み。
10. 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
11. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。

12. 酒気を帯びての入館。
13. 妊娠中または妊娠中である可能性のある者の入館。
14. 当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

第8条【入館用QRコード】

1. 当社は、会員に対し入館用QRコードを交付します。
2. 会員は当クラブの利用にあたり、入館用QRコードを提示しなければなりません。
3. 入館用QRコードは、会員本人のみが使用し、他の者に譲渡、貸与してはなりません。

万一、入館用QRコードを貸与した場合(デバイスを貸与することにより他の者に入館用QRコードを使用させる場合のほか、スクリーンショットの共有等により他の者に入館用QRコードを使用させることを含む。)は第13条に基づく除名処分の対象となります。

第9条【会員以外の方の利用】

(1) 当社は、次の条件をいずれも満たす場合にのみ、ビジターに当クラブを利用させることができるものとします。

1. 当社がビジターについて利用料を定めているときは、これを支払うこと。
2. 当クラブの利用を、運営会社が必要に応じてクラブの利用範囲を制限したときは、その制限内で利用すること。

(2) ビジター利用を希望する者は、本規約に同意した上で、専用WEBサイトで申込を行うものとします。

(3) 支払処理が完了した利用料は、当社または運営会社の責めに帰すべき事由によりサービスを提供できなくなった場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

(4) 当社は、ビジターに対し、本規約等に規定する遵守事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。

第10条【休会】

1. 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。
2. 会員は、専用WEBサイトで休会手続きを行い、毎月の休会費を支払うことで休会することができます。
3. 会員は、各月10日までに休会の手続きを完了した場合、翌月の1日から休会することができます。なお、手続きの完了が11日以降になる場合は、翌々月の1日から休会することができます。
4. 休会開始日から休会終了日までの休会中は、月会費の支払いを免れるものとします。

なお、休会開始日までの月会費及びオプション料金は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。

5. 休会していた会員は、休会届の終了日経過後、自動的に月単位で当クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条【退会】

1. 会員は、専用WEBサイトで手続きを行うことにより、退会することができます。
(電話、メール等による申請は受け付けられません)

2. 各月10日までに退会の手続きを完了した場合は、当月の末日をもって退会となります。手続きの完了が11日以降になる場合は、翌月の末日をもって退会となります。なお、退会日までの会費及びオプション料金等は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。
3. 本規約の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、当クラブのご利用がなくても通常 の会費等が発生します。
4. 会費等が未納の場合は、第1項の退会手続きの完了までに完納しなければ、退会手続きが終了した ことにはなりません。
5. 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が支払わない場合は、除名とします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

第12条【会員資格の喪失】

- (1)会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有するすべての権利を喪失します。
 1. 第11条に定める退会を申し出、当社がこれを承認したとき。
 2. 第13条により強制退会とされたとき。
 3. 会員本人が死亡したとき。
 4. 第16条により入会手続きをした施設が閉鎖されたとき。
- (2)会員が会員資格を喪失した場合、当社は、既に会員より支払われた入会時諸費用及び会費等を、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切返還いたしません。

第13条【会員の除名】

- (1)会員が次の各号に該当した場合、当社は当該会員を当クラブから除名することができます。
 1. 第4条の入会資格を喪失したとき。
 2. 当クラブの本規約等に違反したとき。
 3. 他の会員やスタッフを誹謗、中傷する等の迷惑行為をしたとき。
 4. 他の会員やスタッフへ暴力行為をしたとき。
 5. 大声・奇声を発したり、他の会員やスタッフへ威嚇行為や迷惑行為をしたとき。
 6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為をしたとき。
 7. ストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為又はそれに 類する行為をしたとき。
 8. 当クラブの設備・器具・備品を損壊し、又は、無許可で器具や備品を持ち出したとき。
 9. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為を行い、当社業務に支障をきたしたとき。
 10. 法令や公序良俗に反する行為をしたとき。
 11. 刃物類、可燃物、火薬類、有害性物質、薬物など危険物を館内に持ち込んだとき。
 12. 会費等を滞納し、催告を受けても完納しないとき
(除名となった場合でも、滞納分についてはお支払いいただきます)。
 13. 入会に際して虚偽の申告をしたとき、又は入会に際して、入会資格に関わる重要な事実を故意に 申告しなかったことが判明したとき。
 14. その他、当社が当クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。
- (2)当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブの利用ができません。

(3)当クラブから強制的に退会させられた会員に対して当クラブは、前納分または既払分の会費等が あっても、これを返還することはいたしません。

(4) 除名処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当クラブへの入会はできません。

第14条【施設利用の禁止、退場】

当社は、会員が次の各号に該当すると判断した場合、当該会員に対して施設利用の禁止、又は退場を命じることがあります。

1. 刺青、タトゥー(シールを含む)が見えていると判断した場合。
2. 集団感染するおそれのある疾病を有していると判断した場合。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有していると判断した場合。
4. 酒気を帯びている、又は、薬物を使用していると判断した場合。
5. 医師から運動を禁じられている、又は症状からみて施設利用が困難と判断した場合。
6. 本規約等及び当社が定める諸規則を遵守せず、又はスタッフの指示に従わない場合。
7. 他の会員が不安、不快に感じる行為を行った場合。
8. その他、正常な施設利用ができないと当社が判断した場合。

第15条【施設の利用制限】

(1)当社は、次の理由により当クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。制限がなされる場合でも、当社が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が減免又は停止されることはなく、当社は会員に対し特別の補償は行いません。

1. 気象・災害等により会員に危険が及ぶと当社が判断し、営業継続が困難と認めるとき。
2. 施設、設備の点検、修繕等をするとき。
3. 法令の制定、改廃、行政処分、その他やむを得ない事由が発生したとき。
4. 施設運営における安全衛生確保・向上を目的とした従業員研修を開催するとき。
5. その他、当社が当クラブの休業を必要と認めるとき。
6. 第16条により本施設の全部又は一部を閉鎖するとき。

(2)前項の場合、事前にその旨を店頭又は当クラブのホームページ等で告知します。

ただし、災害等により緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条【施設の閉鎖・変更】

(1)当社は、次の理由により当クラブの全部又は一部を閉鎖、若しくは利用時間等を変更することがあります。

1. 気象・災害等により、会員に危険が及ぶと当社が判断し、営業継続が困難と認めるとき。
2. 法令の制定、改廃、行政処分、その他事業を継続することが困難となる会員数の減少及び営業不振等、当社の経営上やむを得ない事由が発生したとき。

(2)閉鎖の場合、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知するものとします。ただし、原因が災害、公権力の命令、強制その他の不可抗力の場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるとします。

(3)施設の閉鎖・利用時間等の変更の場合、当社が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が減免又は停止されることはなく、当社は会員に対し特別の補償は行いません。なお、閉鎖日以降の会費等の支払義務は消滅します。

第17条【会員の自己責任と会社の免責】

1. 会員は自己の責任と危険負担において、当クラブを利用するものとします。
2. 当クラブは会員の手荷物、所持品を預かることはいたしません。会員が当クラブの利用に際して生じた手荷物、所持品の盗難、紛失又は毀損については、当社は、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き一切損害賠償の責任を負いません。
3. 当クラブに設置されているロッカー等は、保管場所の提供のみ行っているものであり、会員自身の責任によりこれを使用するものとし、収容物の盗難、毀損その他の事件又は事故による損害について、当社は、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切損害賠償・補償等の責任を負いません。
4. 会員が当クラブ利用中、会員自らの責に帰す事由により生じた事故については、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員が、当クラブの施設またはスタッフ、他の会員を含む第三者に損害を与えた場合は、当社に明らかな帰責事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が損害に対する責を負うものとします。
6. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、当社は一切関与しません。

第18条【個人情報保護】

1. 当社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守すると共に、会員の個人情報ははじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。なお、プライバシーポリシーは別途掲示いたします。
2. 当社は、会費等の口座振替業務を委託する目的の範囲内で、会員の個人情報を振替業務代行会社に開示します。
3. 会員が各種届出書に記載した内容について、当社は登録手続、諸連絡に利用する他、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

第19条【会費等の変更及び運営システム変更】

1. 当社は、会員が負担すべき会費等について、当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。
2. 当社は、施設運営システムについて、当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。
3. 前二項の場合、当社は、変更の7日前までに、当クラブホームページ又は施設内への掲示にて告知します。
4. 変更日以降に会員が当クラブのサービスを利用したとき、又は、前項に定める通知後7日の経過をもって、会員は、第1項及び第2項による変更に同意したものとみなします。

第20条【本規約その他の諸規則の改定】

1. 当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。

附則

本規約は、2019年4月5日から施行する。

(改定) 2026年3月10日